

住宅版エコポイント

三省合同事業
(経済産業省・国土交通省・環境省)

■ エコポイントの発行対象

補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象
(ただし、**エコ住宅の新築については、平成21年12月8日以降に建築着工したものに限る。**)

① エコリフォーム

- ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
 - ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工
- ※ これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

② エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等))相当の住宅
- ・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限る)



二重サッシ



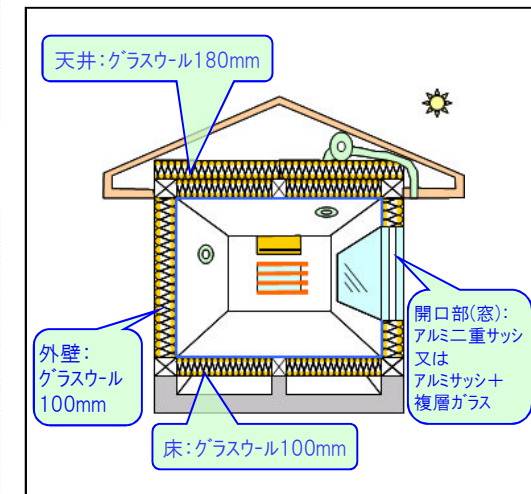
複層ガラス

■ エコポイントの交換対象

○ 家電エコポイントの交換対象商品等

- ・ 商品券・プリペイドカード(環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード)
- ・ 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)
- ・ 省エネ・環境配慮に優れた商品 など

※ 家電エコポイントに比べ、発行されるポイント数も大きくなることから、交換対象を多様化する予定



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)